

「ぞし」のべた

その手が子どもの命綱

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもの体や心を傷つけ、時にはその命さえも奪ってしまふ児童虐待事件が後を絶ちません。子どもたちを虐待から守るためには、皆さんの協力がが必要です。



児童相談所や行政に「念のため調査してください」と連絡をお願いします。

児童虐待とは身体的暴力だけでなく、長時間の放置や適切な食事を与えないなどのネグレクト、さらには心を傷つける言葉を言ったり無視したりする心理的虐待など、いろいろな形態があります。子育ては常に楽しいことばかりではなく、つらく大変なこともあります。児童虐待は、子育ての不安を抱える中で起こるケースが少なくありません。悩みを抱え込まず、周囲の人に相談してください。みんながあなたの子育てを見守り応援しています。

◆連絡先

米子児童相談所

☎0859・33・1471

教育委員会事務局

幼児教育課

☎0859・54・5219

◆相談先

毎週火曜日に大山町ふれあい会館で、子育てに関する相談を受けていますので、ご相談ください。

大山町ふれあい会館

☎0859・54・2395

080・6310・4907

(相談員直通 火曜日)

女性の人權

ホットライン

法務省と全国人權擁護委員

連合会では、女性をめぐる様々な人權問題（夫・パートナーからの暴力やストーカーなど）の解決を図るための取り組みとして、全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間を実施します。

◆実施期間

11月18日（月）～24日（日）

◆受付時間

（平日） 8時30分～19時

（土・日曜日） 10時～17時

◆専用相談電話番号

0570・070・810



※人權擁護委員および法務局職員が相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

消費生活相談窓口から

専門相談員による相談日を開設します！

開設します！

相談窓口では住民生活課職員が通常対応していますが、10月から毎月第1火曜日に、専門相談員が相談をお受けする日を設けました。電話での相談もお受けします。消費生活でお困りの事がありましたら、ぜひご利用ください。

例えば

- ・注文をしていないのに健康食品が届いた。
- ・パンフレットが届いていないかと怪しい電話があった。
- ・アダルトサイトの高額請求画面が消えない。 など

また、相談日の午後には集會などに出向き、ご希望に応じて30分から1時間程度の消費生活講座も行います。希望される団体（集落やグループなど）がありましたら、住民生活課へご連絡ください。



▲福田登代子相談員

今年度の専門相談員による相談日は次のとおりです。いずれも相談時間は午前9時から12時です。

場所は大山町役場消費生活相談窓口（住民生活課）です。

今後の相談日

1	1月5日	(火)
1	2月3日	(火)
	1月7日	(火)
	2月4日	(火)
	3月4日	(火)

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210